

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 改正「専利法実施細則」、改正「専利審査指南」の公布

1月9日に改正「専利法実施細則」、1月21日に改正「専利審査指南」が公布され、2010年2月1日から施行されました。2009年10月1日に施行された第3次改正専利法、実施細則及び審査指南は、下記 URL から入手可能です。

専利法

中国語原文 http://www.gov.cn/flfg/2008-12/28/content_1189755.htm

日本語仮訳

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20091001.pdf>

実施細則

中国語原文 http://www.gov.cn/zwgk/2010-01/18/content_1513499.htm

日本語仮訳 <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20100201.pdf>

審査指南

中国語原文 <http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/scz/>

日本語仮訳 後日、弊所ウェブサイトに掲載致します。

2. 「中小企業における知的財産権戦略推進プロジェクトの実施プラン」

2009年12月31日、国家知識産権局及び工業和信息化部が共同で「中小企業における知的財産権戦略推進プロジェクトの実施プラン」を発表しました。実施プランのポイントは次の通りです。

- ・ 国家モデルになる知的財産権による優位性を持つ中小企業集積地区を認定し、支援を行う。
- ・ 認定された集積地区に対し、知的財産権管理運営システムの構築、中小企業向け知的財産権指導サービスサポート体制の確立等の支援を行う。
- ・ 産業の特色と競争優位性を持つ中小企業集積地区の中から、知的財産権及びブランド創出のポテンシャルを備えた中小企業を認定し、支援を行う。
- ・ 認定された中小企業に対し、産業化プロジェクトの実施、業界標準策定への参画等において、優先的な支援を受けることができる。

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1486.html

3. 北京 IPG について

中国における知的財産権問題に対処するため、2000年5月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（北京 IPG）」が発足し、これまで精力的に活動を続け

ております。北京 IPG には、中国日本商会会員であれば誰でも自由にご参加いただけるほか、それ以外の方でも、原則、会合及びワーキンググループにご参加いただけます。北京 IPG の会合及びワーキンググループについては、順次弊所ウェブサイトにて紹介していきます。

4. 2010 年壁紙カレンダーの掲載について

知的財産権保護の重要性を訴える可愛いパンダ達の 2010 年壁紙カレンダーを、弊所ウェブサイトから毎月ダウンロードいただけます。毎月 25 日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 改正専利法実施細則、国务院常务会议の審議を通過（国家知識産権網 2009 年 12 月 31 日）
2. 最高裁、特許権の保護強化を目指し司法解釈発布（国家知識産権網 2009 年 12 月 30 日）
3. 「権利侵害責任法」採択、複数の権利救済措置が設けられる（国家知識産権網 2009 年 12 月 30 日）
4. 新聞出版総署、法改正を促しネット環境下の新課題に対応（国家知識産権網 2010 年 1 月 15 日）
5. 国家知識産権局が「専利審査指南」を公布、2 月 1 日より施行（国家知識産権網 2010 年 1 月 22 日）
6. 温家宝総理が国务院令に署名、改正「専利法実施細則」を公布（国家知識産権網 2010 年 1 月 19 日）

○中央政府の動き

1. 科技部 中国の地区別イノベーション能力ランキング発表（新華網 2010 年 1 月 2 日）
2. 版權局副局長、「グーグルの書籍電子化に作家の授権が必要だ」（中国新聞網 2010 年 1 月 8 日）
3. 発展改革委、第 2 陣の革新型モデル都市に 16 都市を指定（経済日報 2010 年 1 月 15 日）
4. 科技部、2010 年科学技術業務の重点を確定（新華網 2010 年 1 月 13 日）
5. 国家版權局、著作権侵害で摘発されたウェブサイトのリストを公表（新華網 2010 年 1 月 20 日）
6. 中小企業の知的財産権戦略推進を目指し、両部門がプロジェクト始動（国家知識産権網 2010 年 1 月 18 日）

○地方政府の動き

1. 広東省東莞市 国際アニメ・マンガ著作権保護フォーラム/取引フェアを開催（中国新聞網 2009 年 12 月 31 日）
2. 浙江省、小中学校のカリキュラムに知的財産権の内容を導入（新華網 2010 年 1 月 10 日）

3. 武漢市、知財事業の促進を狙い政府規程を發布（光明網 2010年1月14日）
4. 上海 09年の技術契約成約額が約500億元に（中国新聞網 2010年1月13日）
5. 北京、ネット企業100社が「版權自立宣言」（新京報 2010年1月21日）

○司法関連の動き

1. 浙江省高裁、ネット上の著作権侵害案件の審理で意見發布（国家知識産権網 2009年12月31日）
2. 米企業、検閲ソフトの著作権侵害で中国政府企業を提訴 22億ドル損害賠償請求（北京青年報 2010年1月9日）
3. 最高裁、専門的技術をめぐる事実認定に四つの措置（国家知識産権網 2010年1月8日）
4. 知識産権局の職員から裁判員を選出、浙江省（国家知識産権網 2010年1月14日）
5. 湖北省の企業、日系企業を相手取った知的財産権侵害訴訟に勝訴（新華網 2010年01月20日）

○統計関連

1. 企業の研究開発費、2008年3千億元超（科技日報 2009年12月26日）
2. 規模以上工業企業のうち4.2%が08年に特許出願、売上が1兆1千億元超（国家知識産権網 2009年12月25日）
3. 国内のドメイン登録数7割減、登録条件の厳格化が原因（信息時報 2009年12月31日）
4. 中国のPCT出願が急成長、2002年以来は年平均20%増（国家知識産権網 2009年12月27日）
5. 2009年の専利出願件数が97万件超、前年より17.9%増（国家知識産権網 2010年1月14日）
6. 質監総局、昨年1～11月に約34億元の模倣品や劣悪製品を摘発（京華時報 2010年1月6日）
7. 工商総局、初歩査定・登録済みの地理的表示が771件（工商総局ウェブサイト 2010年1月22日）

○その他知財関連

1. 工業情報化部 09年の情報産業7大技術発明を発表（中国新聞網 2009年12月28日）
2. グーグルが中国作家協会に謝罪声明、書籍の電子化で（新華網 2010年1月10日）
3. 日系企業6社、新たに中国馳名商標に認定（工商総局ウェブサイト 2010年1月15日）

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★1. 改正専利法実施細則、國務院常務會議の審議を通過★★★

国家知識産権局の田力普局長が12月30日、「中華人民共和國専利法実施細則の改正に関する決定（草案）」を審議する國務院常務會議に出席し、関連の問題について解釈と

説明を行った。

今回の草案では▽中国で完成した発明の外国出願に関する守秘審査制度の整備▽専利出願の手続きと登録要件についての補充と細分化▽遺伝子資源の情報開示をめぐる要求および専利詐称行為に対する行政処罰の明確化——などについての詳細な規定が盛り込まれた。

会議は審議を経て、同草案を採択し、修正を加えた後国務院により公布、施行することになっている。(国家知識産権網 2009年12月31日)

★★★2. 最高裁、特許権の保護強化を目指し司法解釈発布★★★

中国最高人民法院(最高裁)が12月28日、特許権侵害などをめぐる紛争案件の法適用問題に関して司法解釈を発布し、発明や実用新案の保護範囲の確定及び侵害判断の原則、意匠権侵害判断の原則、現有技術抗弁および先使用権抗弁の適用などを明確化した。

同司法解釈は20条からなり、2010年1月1日より施行される。最高裁知的財産権廷の研究班が今年3月に作成した草案を基礎に、一般向け募集した意見を参考したうえ纏められたもので、関連事件の適正な処理や当事者の合法的権益の擁護、自主革新と技術進歩を促進するのが期待されている。

最高裁知的財産権廷の関係者によると、同司法解釈は作成において、▽特許法や民事訴訟法などの法律に準拠する▽イノベーション成果の保護で企業の創造力向上と経済の発展を推し進める同時に、保護範囲の適正判断を通じて不適當な権利主張やイノベーションの抑止、公的利益の損害などを避ける▽施行可能性を重視し、まだ共通認識に達していない問題は見送り、実務的で普遍性のある問題で長年の経験により実証されたものを盛り込む——といった三つの指導原則が徹底されていたという。(国家知識産権網 2009年12月30日)

★★★3. 「権利侵害責任法」採択、複数の権利救済措置が設けられる★★★

12月26日に行われた中華人民共和国第十一期全国人民代表大会常務委員会の第十二回会議で採択された「中華人民共和国権利侵害責任法」の中で、著作権、特許権、商標専用権が民事的権益の一部として、保護の対象となっている。また、権利が侵害された場合の救済措置については、差止請求、妨害排除、危険解消、財産返還、原状回復、損害賠償、謝罪、名誉回復など多数の救済措置が明記されている。

「権利侵害責任法」の起草作業に参加した中国民法研究会の王利明会長が、権利侵害をめぐる現代の法律は物権だけを対象とするのではなく、知的財産権なども保護の対象に盛り込まれていると指摘し、「知的財産権の侵害行為の予防・処罰に権利侵害責任法と知財関連法律が共同で役割を果たすのは自然なことだ」との認識を示した。

法律の優先順位について、全人代法律作業委員会の王勝明・副主任が「知財関連法律にとって権利侵害責任法が補充的役割を果たすもので、権利侵害行為の起こった場合は知財関連法律が優先適用されるべきだ」と説明している。(国家知識産権網 2009年12月30日)

★★★4. 新聞出版総署、法改正を促しネット環境下の新課題に対応★★★

国家新聞出版総署はインターネットやデジタル技術の発展に伴う著作権保護の新課題への対応を目指し、著作権法など関連法律の改正・起草作業を促すほか、地方の立法作業に対する支援も強化することになっている。国家新聞出版総署の柳斌傑署長が14日、北京で開かれた2010年度全国新聞出版および著作権活動会議の席上で明らかにした。

2010年は中華人民共和国著作権法の発布20周年を迎える。柳斌傑署長は、「この20年間で著作権制度が改善されつつあり、経済や文化、科学の発展促進に著作権の果たした役割が人々に認識されてきた」と総括した上、現在直面している困難と課題について、▽科学技術の急成長に立法作業が追いつかず、インターネット環境下の多くの実務的問題に現行の法律では対応できない▽インターネット産業の総合性と従来の出版産業の単一性との矛盾が次第に浮上している▽デジタル化やネット環境により複製が容易化、低コスト化になっており、巨額の利益が取得可能で犯罪行為を誘発する——といった、ネット環境やデジタル化によりもたらされた著作権保護の新課題を指摘した。

今年の立法作業について柳斌傑署長は、著作権法など関連法律の改正作業を促し、「教科書での作品使用に関する報酬支払い方法」の年内発布を目指すほか、民間の文学・芸術の活用促進を狙う「民間文学芸術著作権保護条例」の立法作業を進める出版総署の方針を明らかにし、さらに、地方の経済・社会の発展につながる地方の立法作業への支援強化にも力を入れるとの考えを示した。(国家知識産権網 2010年1月15日)

★★★5. 国家知識産権局が「専利審査指南」を公布、2月1日より施行★★★

国家知識産権局の田力普局長が1月21日、改正「専利審査指南」を公布する第55号局令に署名した。同「審査指南」は2月1日より施行される。

専利法およびその実施細則の第三回改正に合わせて、国家知識産権局は昨年、「専利審査指南」の改正作業を始動した。一年間にわたって意見や提案を幅広く募集し、研究と討議を重ねた上で完成された改正「専利審査指南」では、専利法およびその実施細則の第三回改正に適應するための修訂のほか、手続きの改善や審査効率の向上、審査業務の規範化を目指した出願・審査基準の一部改正も行われた。

国家知識産権局は現在、改正作業に参加した専門家を中心に、全国で改正「専利審査指南」についての普及作業を進めているところだ。(国家知識産権網 2010年1月22日)

★★★6. 温家宝総理が国務院令に署名、改正「専利法実施細則」を公布★★★

国務院の温家宝総理がこのほど、中華人民共和国国務院令第569号に署名し、「中華人民共和国専利法実施細則」の改正に関する国務院の決定を公布した。改正「専利法実施細則」は2010年2月1日より施行されることになる。

改正「専利法実施細則」は(1)総則(2)専利出願(3)専利出願の審査・批准(4)専利出願の複審(5)専利権の無効宣告(6)専利実施の強制許諾(7)職務発明創造の発明者と設計者に対する奨励・報奨(8)専利権の保護(9)専利権の登録および専利公報・費用(10)国際出願に関する特別規定(11)附則——の11章123条からなる。

(国家知識産権網 2010年1月19日)

○中央政府の動き

★★★6. 中小企業の知的財産権戦略推進を目指し、両部門がプロジェクト始動★★★

中国は今後5年間に、知的財産権優位性を持つ中小企業の集中地域100カ所を整備し、自主知的財産権を持つ中小企業1万社を育成することになっている。国家知識産権局と工業・情報化部がこのほど、中小企業知的財産権戦略推進プロジェクトを共同で始動した。

このプロジェクトは▽国による知財優位性中小企業集中地域育成パイロット計画の実施▽中小企業の知的財産権意識の向上に取り組み、PRを強化する▽中小企業向けの知的財産権研修、企業の知財戦略の施行を推し進める▽知的財産権優位性を持つ中小企業の育成▽中小企業向けの知的財産権サービス体制の整備▽中小企業の集中地域における知的

財産権保護体制の整備——の6分野を中心に展開され、知的財産権優位性を持つ中小企業の集中地域100カ所の整備のほか、中小企業向けの知的財産権コンサルタント機構100カ所、知財優位性を持つ中小企業1万社の育成、中小企業向けの総合支援コンサルタントシステムの確立などを目標にあげている。

プロジェクトの実施プランによると、国家知識産権局と工業・情報化部は協同体制を作り、全国範囲で実施作業に対する共同指導を行い、プロジェクトの対象企業に選ばれた中小企業に対して、特許産業化、国内外での出願費用、知財関連のコンサルタント機構の設立、公共サービスの整備などの各面で支援することになっている。(国家知識産権網 2010年1月18日)

○司法関連の動き

★★★1. 浙江省高裁、ネット上の著作権侵害案件の審理で意見発布★★★

浙江省高級人民法院(高裁)の知的財産権審判廷はこのほど、「ネット上の著作権侵害紛争案件の審理に関する若干の解答意見」を発布した。意見の形で案件の管轄や権利主体の認定、過ち認定要件の考量など実務上の問題について明確な解答が出された。

希望の裁判所で審理を受けるために、利害関係者以外の者を共同被告として提訴し、又は明確な訴訟請求がないにもかかわらず管轄の決定に影響を持つ者を共同被告として提訴し、管轄の決定に利用した後その訴えを撤回する案件について、「意見」では、案件を受理した裁判所は管轄裁判所へ移送しなければならないと明記されている。

また、「意見」では▽権利者の身分を厳格に審査すること▽提訴されたウェブサイトの経営者を正確に特定すること▽ネット上の権利侵害行為の性質を適当に判断すること——などが求められている。

過ちの認定において、「意見」はネット経営者の情報管理能力、権利侵害情報の選択・編集・推薦など行為の有無、権利侵害情報の顕著性などを考量すべきだとしている。このほか、「意見」は損害賠償基準の一本化を狙い、1作あたりの賠償額の上限をそれぞれ音楽作品が千元、テレビドラマが1万元、映画が10万元と規定した。(国家知識産権網 2009年12月31日)

★★★3. 最高裁、専門的技術をめぐる事実認定に四つの措置★★★

知的財産権をめぐる裁判の多くが専門性の高い技術的内容にかかわるため、その事実の解明・認定は大きな難題と見られている。これについて、最高人民法院(最高裁)は12月23日、ネットユーザーから募集した意見に返事するための記者会見で、司法鑑定や専門家証人、専門家諮問、専門家裁判員といった4措置で効果的に解決できるとの認識を示した。

一方、司法鑑定は具体的技術問題を対象とするもので、権利が存在するか否か、侵害が成立するか否かなどについては鑑定の結論に任せることはなく、裁判官で判断しなければならないと強調。また、2001年に発布した「民事訴訟証拠に関する若干規定」に規定されている専門家証人制度について、当事者による専門家証人の招聘を奨励する方針だと表明した。このほか、合議法廷による事実判断には、裁判官が専門家に諮問することや裁判員として専門家を招聘するのも効果的な手段だとしている。

最高裁は2009年4月14日、「一般民衆との交流を強化するための意見」を発布し、各裁判所に対して専用のメールボックスを設定するなど、インターネットによる一般向けの意見募集に取り組むよう求めた。11月22日現在、最高裁の設定したメールボックス zgrmfy_mygt@chinacourt.org に裁判所の活動についての意見やアドバイスを提出したメ

ール7, 641通が寄せられていた。(国家知識産権網 2010年1月8日)

★★★4. 知識産権局の職員から裁判員を選出、浙江省★★★

浙江省高級人民法院(裁判所)と浙江省知識産権局はこのほど、杭州、寧波、温州、紹興、金華、台州、湖州、嘉興、義烏の各市の知識産権局の職員から人民陪審員(裁判員)を選任することで合意したことを共同で発表した。

人民陪審員の要件として、▽満30歳▽品行が正しい▽学士号以上の学歴▽知的財産権の行政法執行業務に経験が豊富——などが求められている。現在、上記各市の推薦した人民陪審員の候補者に対する浙江省知識産権局の審査作業はすでに終了しており、要件を満たした23名の候補者はこれから、下部の人民法院により同級の人民代表大会常務委員会に関係書類を提出した後、同常務委員会により人民陪審員に任命される。(国家知識産権網 2010年1月14日)

○統計関連

★★★2. 規模以上工業企業のうち4.2%が08年に特許出願、売上が1兆1兆超★★★

国家知識産権局と国家統計局の統計によると、2008年に中国の一定規模以上の工業企業(国有工業企業と年売上高500万元以上の非国有工業企業)42万6千社の中、専利(特許、実用新案、意匠)出願を行った企業は全体の4.2%、1万7884社に達し、これらの企業による売上高は1兆2478億元、全体の22.3%を占めている。また、新製品の売上高が同51.2%を占める2兆9233億元、新製品輸出額が同50.1%の7083億元、利益が同25.8%の7921億元、GDPが同21.2%の10兆9890億元となっている。

一社当たり平均のデータで見ると、専利出願した一定規模以上の工業企業1社の売上高が6億2893万元で全体平均値の5.3倍、新製品売上高が1億6346万元で同12.2倍、新製品輸出額が3960万元で同12倍、利益が4429万元で同6.1倍、GDPが6億1446万元で5.1倍となっている。生産高に対する利益の比率から見ると、2008年に全体の平均値は5.9%、専利出願した企業の平均値は7.2%だったが、専利出願しなかった企業の平均値は5.6%に留まった。

2008年に専利権を取得した一定規模以上の工業企業は全体の3.1%にあたる1万3279社だった。このうち、特許出願した企業は8766社で全体の2.1%、登録を果たした企業は2542社で全体の0.6%をそれぞれ占めている。(国家知識産権網 2009年12月25日)

★★★4. 中国のPCT出願が急成長、2002年以来は年平均20%増★★★

中国は2005年、特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の世界ランキングでトップ10位入りを初めて達成して以来、2008年に英国を抜き6位に上昇し、2009年1~11月の出願件数が金融危機にもかかわらず前年より20%増加するなど、PCT出願は急成長している。

中国は1994年に特許協力条約(PCT)に加盟したが、当年のPCT出願件数はわずか103件だった。しかし、2008年が6,089件、2009年1~11月が6,500件で、普及の強化と認識の向上につれ、PCT出願制度を利用する国内権利者がますます増えている。2002年以後の年間成長率は20%以上、2005年から2007年までの年間成長率はおよそ50%で、韓国、米国、日本を抜き最も成長の早い国となっている。国家知識産権局PCT処の責任者への取材でわかった。

分野別でみると、医学・獣医学・衛生学が出願件数のトップで、続いて有機化学が2位、生物化学・酒・酵素学が3位、遺伝子工学が4位、計算・推算・計数が5位であった。2008年末までの中国の総PCT出願件数2万5700件の内、上記5種類の出願がおよそ8割を占めている。PCT-SAFEを利用したインターネット出願（PCT-ROインターネット出願）について、中国は2007年5月に正式に受付をスタートし、2008年にはPCT-ROインターネット出願が全体の60%を超えた。（国家知識産権網 2009年12月27日）

★★★5. 2009年の専利出願件数が97万件超、前年より17.9%増★★★

中国は2009年、特許・実用新案・意匠を含む専利の出願件数が97万6686件で、前年より17.9%増加した。このうち、国内からの出願は全体の89.9%を占める87万7611件で同22.4%増、国外からの出願は全体の10.1%を占める9万9075件で同10.9%減となっている。国家知識産権局の発布した最新データによりわかった。

国内出願を権利別に見ると、特許が22万9096件で前年より17.7%、実用新案が30万8861件で同37.9%、意匠が33万9654件で同13.7%とそれぞれ増加した。三種類の出願が全体に占める割合はそれぞれ、特許が26.1%、実用新案が35.2%、意匠が38.7%となっている。また、国内出願の内、職務出願が全体の55%を占め、前年より32.6%増の48万3051件、非職務出願が45%を占め、同11.9%増の39万4560件であった。国内職務出願には企業によるものが39万4299件、前年より33.4%増加し、全体の81.6%を占めた。

一方、2009年の登録件数が前年より41.2%増の58万1992件に達し、このうち国内権利者によるものが86.2%を占め前年より42.4%増の50万1786件、国外権利者によるものは13.8%を占め、同34.6%増の8万206件となっている。特許の登録件数について、国内は6万5391件、同40.4%増で、国外は6万3098件、同33.9%増だった。（国家知識産権網 2010年1月14日）

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIP0）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved